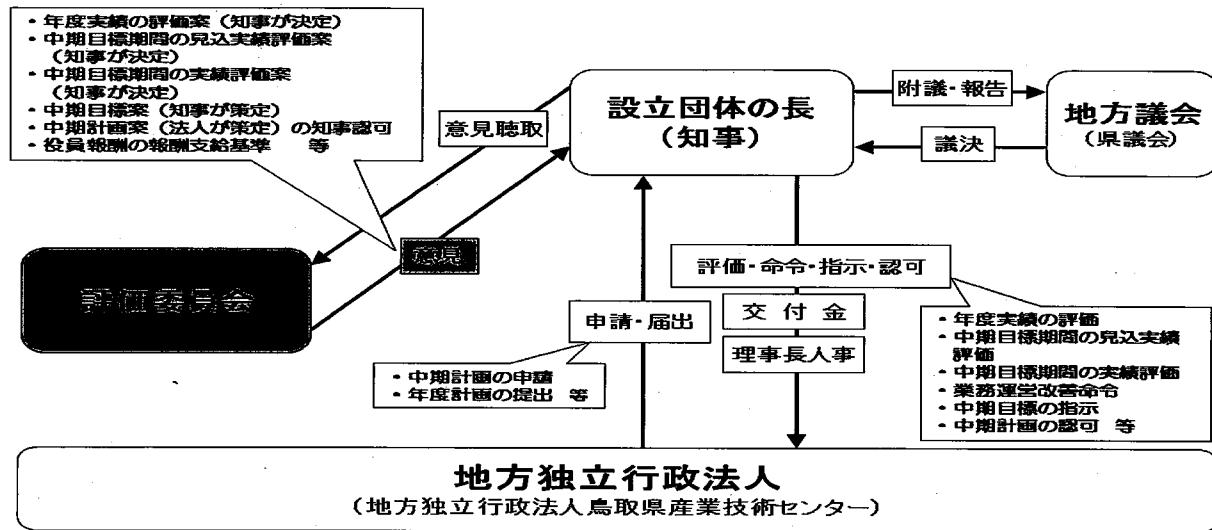


地方独立行政法人制度について

1 地方独立行政法人とは

3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行し、遂行状況を第三者機関である評価委員会の意見を聴取し設立団体の長が評価・改善命令するとともに、中期目標期間終了時の見込み業務実績への評価を踏まえ、組織・業務の全般的な見直しを行う、PDCAサイクルに基づき、自主的に事業を実施する法人である。



2 地方独立行政法人の対象業務

○地方独立行政法人に関する基本的考え方（地独法法第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること。

○対象範囲（地独法法第21条）

- ①試験研究機関
- ②公立大学の設置管理
- ③地方公営事業（病院、水道、電気等）
- ④社会福祉事業
- ⑤申請等関係事務処理（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる「窓口関連業務」）
- ⑥公共的な施設の設置管理（介護老人保健施設、会議場・展示等施設、博物館、美術館等）

3 地方独立行政法人の職員身分の類型（地独法法第2条）

公務員型（特定地方独立行政法人）（鳥取県、岩手県、山口県など）

業務の停滞が住民生活等に支障又は業務への中立・公正性を要件として、役員及び職員に地方公務員の身分を付与。

非公務員型（一般地方独立行政法人）（東京都、北海道、青森県、大阪府、大阪市、京都市など）

公立大学のほか、上記以外の地方独立行政法人。

4 鳥取県産業技術センターの概要

- (1) 設立日 平成19年4月1日
- (2) 組織体制
 - (鳥取施設) 本部、電子・有機素材研究所
 - (米子施設) 機械素材研究所
 - (境港施設) 食品開発研究所
- (3) 役職員数（現員）
 - 役員 5名 …理事長1（常勤）、理事3（常勤2、非常勤1）、監事1（非常勤）
 - 職員 50名

※交付金算定上の役職員定数… 役員6名、職員52名（計 58名）

(地独)鳥取県産業技術センター評価委員会の業務内容について

平成30年10月29日
産業振興課

1 主な業務

(1) 産業技術センターの業務実績評価に際しての意見【本年度案件済】

- ・ 年度業務実績報告書（毎年度）、中期目標期間終了時見込業務実績報告書（中期目標期間終了直前年度→H30年度が該当）、及び中期目標期間業務実績報告書（中期目標期間終了後）に対して設立団体の長が評価する際に意見する。
 * 具体的には、上記業務実績報告書並びにセンターからのヒアリングを踏まえた評価委員による評価・コメントをもとに設立団体の長が各評価を決定

(2) 産業技術センターの中期目標・中期計画（4年間）に関する意見

- ・ 中期目標期間ごと（4年に1度）に設立団体の長により作成・変更される中期目標（第4期）に対して意見する（H30年度が該当）。
- ・ 中期目標期間ごとに、中期目標に基づき産業技術センターにより作成される中期計画を設立団体の長が認可する際に意見する（H30年度が該当）。

《評価委員会の所掌事務》

項目	評価委員会の所掌事務
法人運営の目標及び 計画に対する意見	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見
	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
法人運営実績評価に 際しての意見	各事業年度における業務の実績評価に際しての意見
	中期目標期間終了直前年度における中期目標期間終了時に見込まれる評価に際しての意見
	中期目標期間における業務評価に際しての意見
	中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見
その他	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見
	重要財産の処分に係る許可に対する意見

2 平成30年度スケジュール（予定）

（※）：平成30年度のみの業務

時期	内 容	評価委員会
5月10日	平成30年度業務開始（センター）	○評価委員会（1回目）【済】 ・平成30年度計画に係るヒアリング
6月29日	平成29年度業務実績報告書の提出（センター） 第3期中期目標期間終了時見込業務実績報告書の提出（センター）	
7月9日	各委員による検討	○評価委員会（2回目）【済】 ・ 平成29年度業務実績に係るヒアリング ・ 第3期中期目標期間終了時見込業務実績に係るヒアリング（※）
8月21日	平成29年度業務実績評価（案）の決定 第3期中期目標期間終了時見込業務実績評価（案）の決定	○評価委員会（3回目）【済】 ・ 平成29年度業務実績評価（案）の決定 ・ 第3期中期目標期間終了時見込業務実績評価（案）の決定（※） ・ 第4期中期目標に係る意見聴取（※）
9月18日	業務実績評価を議会報告（県）	
10月29日	第4期中期目標（案）の作成（県）	○評価委員会（4回目）【今回】 ・ 第4期中期目標（案）に対する意見聴取（※） ・ 「第3期中期目標の期間の終了時の検討」に対する意見聴取（※）
11月	第4期中期目標を議会へ附議（県）	
12月	議決後にセンターに対して中期目標を指示（県）	
翌2月	第4期中期計画（案）の提出（センター）	○評価委員会（5回目） ・ 第4期中期計画に係る意見聴取（※） ・ 第3期中期目標期間終了時の検討状況を報告
翌2～3月	第4期中期計画を認可（県） 第3期中期目標期間終了時の検討を公表（県）	

第3期中期目標期間終了時見込

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

業務実績評価書

第3期中期目標期間：平成27年度～平成30年度

平成30年9月

鳥 取 県

I 全体評価

全体評価に当たっては、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、(1) 法人の中期目標・中期計画の全体的な達成状況及び達成見込みを記述し、また、次期中期目標・中期計画の策定に向けて、(2) 今後の課題、(3) 今後の取り組むべき方向性・改善事項について記述するものとする。

- S 中期計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている。
- A 中期計画を上回って業務が進捗している。
- B 概ね中期計画どおりに業務が進捗している。
- C 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている。
- D 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている。

全体評価

(第3期中期目標期間終了時見込業務実績評価)

総合評価

5段階評価

A

《評価基準》

- S 中期計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている。
- A 中期計画を上回って業務が進捗している。
- B 概ね中期計画どおりに業務が進捗している。
- C 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている。
- D 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている。

総評

(1) 評価理由

- ① 第3期中期計画（県が定めた第3期中期目標に従い地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が策定）において設定した数値目標（企業訪問、技術移転、知的財産権出願、外部資金新規獲得）につき、全項目で第2期を上回る実績による達成が見込まれている。また、積極的な企業訪問によりセンターの利用企業数も増加しつつあり、多くの県内中小企業による研究・製品開発のサポートにつながっていることから、センターが目指す「企業のホームドクター」としての機能を十分に発揮できている。
 - ② 特に、県内小規模事業者の利用促進が図られているほか（第3期の新規利用158社）、I o T技術導入や次世代デバイス開発など企業ニーズが高まりつつある成長分野等に対応した人材育成事業を展開（参加者数は前期比2倍）するとともに、機動性の高いプロジェクト型研究会の導入など、利用企業の裾野拡大や企業ニーズに沿った新たな取組が進みつつある。結果として県内企業への技術移転件数が大幅増加（目標値の約1.5倍）するなど、県内企業の技術力向上や利益確保に貢献している。
 - ③ また、競争的研究資金を積極的に獲得するとともに、外部資金や目的積立金を活用しながら企業ニーズが高まりつつある開放機材の整備に努めており、自己収入額を着実に増加させている（第2期：89百万円／年→第3期：103百万円／年）。加えて、センターの利用拡大を図るための県内各信用金庫との合同企業訪問、国立研究開発法人産業技術総合研究所との人事交流、さらには広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）との連携による海外輸出支援に向けた専門家相談サービスの提供など、県内外の関係機関との連携強化にも努めており、機動的な組織運営、サービス提供に向けた各種取組が展開されている。
- 以上より、第3期終了時において、中期計画を上回って業務が進捗すると見込まれることから、「A」評価とする。

(2) センターの課題

- ① 第4次産業革命の進展に伴うパラダイムシフトを背景に、県内企業においても、A I・I O T・ロボット等の技術による生産性向上を図る動きやニーズが活発化していることから、当該技術の実装ならびに人材育成支援にかかる拠点機能の整備・発揮が必要となっている。
- ② 県内企業を取り巻く技術進化が加速していることに加え、国際経済状況も大きく変動しつつあることなどから、自前主義でのサービス提供には自ずと限界がある。今後、公益財団法人鳥取県産業振興機構や国立大学法人鳥取大学など県内機関はもとより、国立研究開発法人産業技術総合研究所や他県公設試験研究機関など県外機関とも迅速かつ緊密に連携し、センターによる提供サービスの向上をより一層図る必要がある。
- ③ センターの地方独立行政法人への移行後、既に10年以上経過していることから、老朽化した施設・機材の更新について計画的に実施する必要がある。

(3) 次期中期目標期間に、センターが取り組むべき方向性・改善事項

次期中期目標期間に向け、鳥取県経済成長創造戦略をはじめとする県施策推進に積極的に貢献すること。具体的には関係各機関との連携を強化し、県内企業の技術力向上や高収益化につながる、以下支援等を強化することを求める。

- ① 県内企業ニーズが高まっているA I・I O T・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、とっとりI O T推進ラボ等県内外関係機関・プロジェクトと連携しながら、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、拠点機能の発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。
- ② 関係機関と連携したプロジェクト実施に際しては、センターがイニシアチブをとり、時代の変化に的確に対応した研究活動・支援活動等の推進を求めたいことから、企業の現場課題を関係機関と共有し解決策を検討する場を設けるとともに、センター内におけるコーディネート型人材・プロデュース型人材の育成に努めること。さらに、センターが提供するサービス向上をより一層図っていくため、センター内の人材も自前主義に陥ることなく、企業からの研究員派遣やクロスアポイントメント制度の活用など、県内外の支援機関や企業等から迅速に技術支援・人材確保を図っていく取組を推進すること。
- ③ 海外市場展開を目指す業種や企業も増加しつつあり、引き続きH A C C P等食品認証取得支援に取り組むほか、EMC規格（電磁波規格）やC Eマーク（EU圏内における製造品規格）等製造品国際規格認証の取得支援についても、M T E PやJ E T R O等関係機関と連携して取り組むこと。

II 項目別評価

項目別評価に当たっては、法人から提出された業務実績報告書及び法人からのヒアリングを基にした検証を踏まえ、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を中期計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。

- S 中期計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている。
- A 中期計画を上回って業務が進捗している。
- B 概ね中期計画どおりに業務が進捗している。
- C 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている。
- D 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている。

第3期中期目標期間終了時見込 項目別評価

大項目	中項目	小項目	自己評価	評価	特記事項(課題、改善事項)
I 中期目標の期間 【H27年4月1日～H31年3月31日(4年間)】			/	/	
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			/	A	
1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援	(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談		A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業ニーズが高まっているAI・IoT・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、とつとりIoT推進ラボ等県内外関係機関・プロジェクトと連携しながら、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、機能発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。
	(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析		A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・海外市場展開を目指す業種や企業が増加しているため、HACCP等の食品認証のほか、EMC規格やCEマーク等製造品国際規格認証の取得支援について、MTEPやJETRO等関係機関と連携して取り組むこと。
	(3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援		A	A	
2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発	(1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発		A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携したプロジェクト実施に際しては、センターがイニシアチブをとり、時代の変化に的確に対応した研究活動・支援活動等の推進を求める。そのため、企業の現場課題を関係機関と共有し、解決策を検討する場を設けること。
	(2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究		A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の有効活用を図るため、実施許諾件数(今期:3件)を増加させるとともに、減少傾向にある知的財産権の使用料収入の増加を目指すこと。
	(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及		A	B	
3 鳥取県で活躍する産業人材の育成			A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】県内企業ニーズが高まっているAI・IoT・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、とつとりIoT推進ラボ等県内外関係機関・プロジェクトと連携しながら、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、機能発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。
4 産学官連携の推進			A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】関係機関と連携したプロジェクト実施に際しては、センターがイニシアチブをとり、時代の変化に的確に対応した研究活動・支援活動等の推進を求める。そのため、企業の現場課題を関係機関と共有し、解決策を検討する場を設けること。
5 積極的な情報発信、広報活動			B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースなど従来の手法だけでなく、新しい情報発信(SNSの活用等)手法の導入などを検討すること。
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 機動性の高い業務運営		/	B	
	2 職員の能力開発		A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・AI・IoT・ロボット分野など企業ニーズが高まる分野への重点的な資源配分を迅速に行うためにも、流動性ある雇用形態の採用、企業人材の活用、クロスマルチメント制度の活用など、地方独立行政法人のメリットを活かした、機動性の高い業務運営を目指すこと。 ・職員の能力開発について、従来の研究開発能力を高めることだけではなく、センターが中心となって県内企業を先導的に支援するため、高度なコーディネート能力や、プロデュース能力を有した職員の育成を進めること。

大項目	中項目	小項目	自己評価	評価	特記事項(課題、改善事項)
IV 財務内容の改善に関する事項			/	A	
1 予算の効率的運用			/	A	
2 自己収入の確保			/	A	
3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画		(1) 予算(人件費の見積もりを含む) (2) 収支計画 (3) 資金計画	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の維持費(支出)と使用料(収入)との費用対効果も踏まえながら、活用が見込まれない場合には権利放棄を進めること。
4 短期借入金の限度額			/	/	
5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画			/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたりセンターの高度な試験研究機能を維持するためにも、目的積立金を効率的に活用しつつ、中長期的な施設・機材整備の計画を策定し、当該計画に基づいた運用を図ること。
6 剰余金の用途			/	/	
V その他業務運営に関する重要事項			/	B	
1 コンプライアンス体制の確立と徹底		(1) 法令遵守及び社会貢献 (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 (3) 労働安全衛生管理の徹底	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、情報セキュリティ対策の強化を図りながら、情報管理を徹底すること。
2 環境負荷の低減と環境保全の促進			B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・今期から新たに開始した産業医による職場巡回や職員のメンタルヘルスケアの確認等、継続的に職場環境の改善に取り組むこと。
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項			/	B	
1 施設及び設備に関する計画			/	/	
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			/	/	
3 人事に関する計画			B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・情報工学分野の研究職員について、継続的に公募活動を行っているが、採用には至っていない。今後、公募採用が容易でない分野の職員の確保に際しては、正規職員としての採用に拘ることなく、企業からの研究員派遣やクロスマーチント制度の活用など、多様な雇用形態も視野に、人材確保を図ること。

関係法令

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

（2）第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

（3）第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

（4）第一百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

（5）第一百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

（6）その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- (1) 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価の結果の取扱い等)

第29条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第30条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参照し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人事費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

○鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）（抄）

(委員会の所掌事務)

第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、同条第2項第6号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。

- (1) 法第26条第1項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。
- (2) 法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。
- (3) 法第28条第1項第3号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。